

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇監査公告
昭和二十八年年度に係る中海干拓事業所ほか二箇所の定期監査の結果公表

監査公告

鳥取県監査公告第百十六号
地方自治法第百九十九条の規定に基き、昭和二十八年年度に係る中海干拓事業所ほか二箇所の定期監査を執行したので、その結果を次のとおり公表する。

昭和三十年二月二十八日

鳥取県監査委員 加藤 定治

同 角田 健太郎

監査箇所 執行年月日

中海干拓事業所 昭和二十九年十月五日

北条浜かんがい事業所 同 年十月七日
羽合用水改良事業所 同 日

中海干拓事業所 昭和二十九年十月五日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
木 南 貞 治

監査概況

一 昭和二十三年度より国の代行事業として着手した外江地区干拓事業は順調に進捗しており、本年度工事は堤塘費六百二十二万円(延長一、二九四米)及び埋立費二千一百二十五万余円をもつて予定通り完了し開田耕地は当初計画五三町歩に対し五七町歩を造成している。残工事である堤塘工事の一部と幹線排水路工事は、一千一百万円をもつて二十九年度に施工し本工事を完了することになつている。

二 既開田は二十八年開田畑を除き試作しており、二十九年度工事了らるとともに全面的耕作することになるが新開拓地に対する農地の売渡し及び耕土の培養等に

ついでには今後に残された緊要問題であるので、これらについて遺憾のないよう関係部課において考究指導されたい。

三 崎津(地区)干拓事業は、二十六年より着手し二十八年度は工事費五百六十四万円をもつて工事専用送電線及び変電所建設工事を行い二十九年より本格的に干拓工事を行っているが国の財政事情により、本年度当初計画より若干削減されている実情であるので本事業の予算確保については一層努力されたい。

四 経理出納事務は適正と認められた。

北条浜かんがい事業所 昭和二十九年十月七日監査

監査委員 角 田 健 太郎

監査概況

一 当所は北条町、大誠村及び由良町に跨る一、二〇〇町歩の中、六一五町歩の砂丘畑地に対し、かんがい用水施設を築造し、農業経営の合理化と増産をはかるため昭和二十七年より五ヶ年計画をもつて総事業費二

億六千二百九十五万余円を投じ、天神川の表流水を揚水機により幹線水路(一、一、六九八、四四米)に導入すべく施工中であり、完成すれば労力の節減と陸稲、小麦、その他果樹、そ菜等の増産が期待される。

二 本事業は砂丘畑地かんがいとして、全国的に例を見ない大規模なものであり主管省としても当所をモデルケースとして意気込んでおり早期実現が望まれる。しかし国庫財政の圧縮と県財政の実情により本計画の遂行が危まれ本年度は漸く一千五百九十一万円をもつて幹線水路(九二四、二六米)と事務所倉庫を施行した程度で完成の見透しがつかない現況であるが、計画遂行につき根本的に考究し、国庫補助の確保に格段の留意が肝要と認められた。

三 当所は所長(技師)以下七名の職員中、吏員は三名で他は雇傭人であり工事監督、測量、設計、出来形検定、その他現場事務を処理している。

なお請負契約の締結、工事請負費その他諸経費の支出等はすべて主管課で実施しておりその整理状況は適正

と認められた。

羽合用水改良事業所 昭和二十九年十月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉

木 南 貞 治

監査概況

一 羽合用水改良事業は県営事業として昭和二十五年に着工し、本年度完成の予定であったが、国の公共事業費の関係で年次計画を若干変更し、二十九年をもつて完了する予定である。二十八年度は事業費二千九百余万円をもつて引続き堰堤一三〇、八米、魚道一ヶ所、土砂吐一ヶ所を施工し予定通り完成している。

二 国庫予算の関係で二十九年に繰延した事業の主なものは幹線水路一、七六三米であるが、この内四〇〇米は既に入札を完了し、残部については用地の買収折衝が未解決となつているので関係者の熱意を喚起し、更に積極的交渉して工事の早期完遂を図られたい。なお事業費の予算的措置についても早急財務当局と協

議し善処されたい。

三 北条用水改良事業は本年度実施設計費七十万円をもつて実地踏査を完了し、二十九年より着工予定であったが財政事情によつて翌年度繰延べとなつている。早期且つ、計画的に本工事を施工するよう配慮された

5。